

2026年7月

厚生労働大臣 上野賢一郎 殿

ティグレ連合会

中東情勢緊迫化に伴う資材不足に起因する建設業への 特例措置適用等に関する要望書

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は我が国の労働行政および雇用安定に多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ティグレ連合会は、1973年に創立された全国約3万の事業者組織であり、中小企業・小規模事業者とその従業員、家族の「いのちとくらしをまもる」ことを理念に掲げ、活動しています。

さて、現在イラン等における中東地域の武力紛争・情勢緊迫化により、我が国の経済活動、とりわけ建設産業は極めて深刻な危機に直面しております。紛争に起因するホルムズ海峡の封鎖等は石油輸入の途絶を招き、ナフサを原料とするシーリング材、ボンド（接着剤）、断熱材、防水シート、塗料、ポリエチレン管などの基幹的な建設資材の供給が著しく滞る事態となっています。さらに、運送業者におけるエンジンオイルの不足などにより物流網も限界を迎えており、影響は建設業のみならず防水塗装業や運送業など、広範な関連産業に多層的に波及しております。

現場では、既に受注済みの建設工事が完工できず、新規発注も停滞する事態が全国の事業者で多発しています。中小事業者においては、確保している在庫が約1か月半程度で底をつく見込みであり、約1ヶ月後には事業停止、ひいては従業員への給与支払いが困難となり一時帰休や解雇を視野に入れざるを得ない極限の状況に追い込まれています。

また、今後紛争が終結し石油輸入が再開された際には、それまで停滞していた工事の一斉完工と新規受注の急増が重なり、現場の労働負荷および時間外労働が爆発的に増加することが強く懸念されます。

つきましては、現下の未曾有の危機を乗り越え、地域のインフラと雇用を死守するため、下記事項について迅速かつ柔軟な特例措置を講じられますよう、強く要望いたします。

敬具

記

1. 労働基準法第139条第1項に基づく時間外労働上限規制の特例適用（労働基準局所管）

紛争終結後に予測される集中的な工事再開および工事完工期の業務集中は、事業者の努力義務を遙かに超える一時的な過密労働を引き起こします。これに対応するため、労働基準法第139条第1項に基づく時間外労働の上限規制に係る以下の規定について、今回のイラン情勢等に起因する資材不足およびその後の集中完工の事態を「災害等による臨時の必要」または「その他やむを得ない事由」に準ずるものとして、特例適用の対象に明確に位置づけることを要望します。

- ①時間外労働と休日労働の合計「月 100 時間未満」の制限の適用除外
- ②時間外労働と休日労働の合計「2～6 ヶ月平均 80 時間以内」の規定の適用除外

2. 雇用調整助成金の要件緩和および特例措置の発動（職業安定局所管）

資材およびエンジンオイルの枯渇に伴い、今後1ヶ月から1か月半の間に多くの事業者が一時的な操業停止・事業停止に追い込まれることが確実視されています。現行の雇用調整助成金は申請要件が厳格であり、現今の突発的な外部環境悪化に直面する中小・小規模事業者が迅速に活用することは極めて困難な状況にあります。地域の建設業の崩壊および熟練労働者の失業・解雇を防ぐため、以下の措置を講じることを強く求めます。

- ①過去のコロナ禍における特例措置に準じた、申請要件（売上高等生産指標の比較要件等）の段階的な緩和
- ②助成率および支給限度日数の引き上げを伴う、激甚災害並みの特例措置の緊急発動

以上の実情をご賢察いただき、我が国の基盤産業である建設業および関連産業の持続、並びに従業員の生活安定のため、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

以上